

監査委員公表第4号

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和3年7月30日

寒川町監査委員 北村 美 仁
同 太田 眞奈美

1 監査の種類

財政援助団体等の監査（公の施設の指定管理）

2 監査の実施期間

令和3年6月1日から令和3年6月30日まで

3 監査の対象機関

寒川町総合図書館・文書館 指定管理者：TRC・相鉄企業体
所管課：教育委員会 教育政策課

4 監査の対象

令和2年度寒川町総合図書館・文書館の管理に係る出納その他の事務並びに教育政策課の指定管理に係る出納その他の事務

5 監査の着眼点（評価項目）及び実施内容

監査の実施にあたっては、TRC・相鉄企業体及び町教育政策課より、監査説明書及び関係書類等の提出を求め、施設が関係法令等に沿って適切に管理されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設管理に係る出納その他の事務が目的に沿って適切に行われているか等を主眼として監査を実施し、関係職員等の説明を聴取し併せて現地調査を行った。

6 監査の結果

指定管理に係る事務については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。留意すべき事項は口頭により指導した。

7 監査の結果に対する意見

(1) 所管課に対する意見

指定管理に関する手続きや指定管理施設の管理、運営について確認した結果、おおむね適正に処理されていると確認されたが、再委託に関する事務など一部の事務に改善を要する事例が見られたので、指定管理者に対し、適切な助言や指導を行うとともに事業報告書の確認（モニタリング）に努められたい。

(2) 指定管理者に対する意見

ア 町が1者と随意契約を締結する際には、根拠となる法令等の適用条文を記載するとともに、その業者と契約する理由や経済性、効率性などを明らかにしている。

指定管理者が再委託を行う際は、たとえ指定管理業務であっても、町が行う委託の考え方と同様に、透明性、妥当性、適正性を確保するためにも複数事業者から見積を徴し、また1者随意契約をする場合も他に委託できる事業者がいないかなどの競争性を担保するよう町に準じた取り扱いをされたい。

イ 施設の管理、運営については、一部の事務改善を要する事例が見られたものの、指定管理の目的に沿っておおむね適切に運用されている。また、自主事業として様々なイベントを開催するなど、これまでの経験やアイデアを生かすとともに、利用者の声を反映しながらサービスの向上に努めている。

今後もより一層利用者ニーズに配慮した、きめ細やかなサービスが提供されることを期待する。